

事 調 第 1105 号
令和6年(2024年)1月31日

一般社団法人

北海道農業建設協会事務局長 様

北海道農政部農村振興局事業調整課
技術管理担当課長

「三者技術検討会の適用範囲拡大における試行工事」の実施について（通知）

三者技術検討会については、施工管理の効率化と工事目的物の品質確保を図るため、工事請負業者、設計者及び発注者が施工上の留意事項等について相互に確認することを目的に「三者技術検討会実施要領」等を平成18年に定めているところです。

近年、建設業における土木技術者や作業員の高齢化、担い手不足等への対応として発注工事の大型化が進行し、一層の業務の効率化が求められていることから、「三者技術検討会の適用範囲拡大における試行工事」を実施することとし、別紙のとおり実施要領を定め各振興局あて通知したので、参考までにお知らせいたします。

記

1 三者技術検討会の適用範囲拡大における試行実施要領

（技術指導係長
011-231-4111（内線 27-181））